

平成20年度自殺予防週間事業
「多重債務&こころの健康相談会」実施要領
 (生活・文化課分)

1 目的

平成20年度自殺予防週間事業として保健福祉部とジョイントで実施する相談会事業における生活・文化課が担任する多重債務相談パートの運営実施方法を定めるもの。

2 事業の概要

(1) 開催日時及び会場

○第1回目

日時 平成20年9月13日(土) 午後1時～午後4時(相談会は午後4時30分まで)

場所 [仙台市] 宮城県自治会館(2階200～204会議室外)

○第2回目

日時 平成20年9月16日(火) 午後1時～午後4時(相談会は午後4時30分まで)

場所 [大崎市] 宮城県精神保健福祉センター(研修室外)

(2) 開催内容

第1部 講演会 講演 13:00～13:45 (講師:弁護士)

質疑応答 13:45～14:00

第2部 相談会 14:00～16:00 (担当:弁護士, 県相談員及び県職員)

	13:45	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30
弁護士			相談者①	相談者②	相談者③	相談者④	
相談員A		相談者①		相談者③			
相談員B			相談者②		相談者④		

※ 予約状況によっては、16:30の弁護士相談を追加するもの。

3 多重債務相談会の実施方法

(1) 相談対象者の前提性質

借金等の問題からこころの問題を抱え、相談窓口への来所自体が気持ちの負担となっている恐れのある県民を想定対象者とすることから、相談窓口への誘導にあたっては、対象者の心理に負担を与えないよう配慮する。

(2) 受付方法

① 相談会の申込予約は、生活・文化課消費生活班で実施する。

② 生活・文化課消費生活班は、「受付票」により受付するとともに、「相談カード」及び「債権者一覧表」の事前送付を適宜行う。

○ 受付期間 平成20年9月8日(月)～9月12日(金)

午前8時30分～午後17時15分

○ 受付番号 022-211-2523

(裏面あり)

(3) 相談の流れ(相談者1人当たり相談時間 原則1時間30分)

① 問題点の整理(30分)

消費生活相談員(ケースにより保健師等も同席しサポート)が相談者と面談し、状況を整理するとともに相談カード及び債権者一覧表の作成を補助する。

② 法律相談(30分)

弁護士による法律相談。消費生活相談員は同席し必要に応じサポートを行う。

③ こころの健康相談(30分)

心理、保健師による日常生活や悩み事の相談を行う。

〔	①~②	多重債務相談パート	生活・文化課
	③	こころの健康相談パート	障害福祉課
〕			

※ 法律相談を通じ、債務整理に移行する場合、相談者の生活困窮状態を勘案し、弁護士は費用負担の軽減に努める。

4 関係機関の連携

当該自殺予防週間事業の実施を通じ、消費生活部署及び保健福祉部署の連携を強め、それぞれの相談部門における相談者への対応に相互協力を行う。

※ 借金リピート、浪費癖、嗜好依存癖の再現などが債務整理の阻害とならないよう、保健福祉相談窓口で事後ケース対応を行う。